

子ども総合相談室・家庭児童相談室からのご案内

こんにちは、子ども総合相談室・家庭児童相談室です。

子ども総合相談室・家庭児童相談室では18歳未満のお子さんについての悩みごとや困りごとの相談を受けています。

どんなことでもお気軽にご相談ください。

◇秘密は守ります。費用は無料です。

◇電話、メール、面接、家庭訪問のいずれの方法でも相談に応じます（匿名可能）。

◇希望に応じて専門機関と連携して対応します。



こころん

☆相談日

月～金曜日(祝日・12/29～1/3を除く)

※児童相談所相談専用ダイヤル

☆相談時間

午前8時30分～午後5時15分
(木曜日は午後6時30分まで)

いちはやくーおなやみを
0120-189-783

(24時間受付、年中無休)

～白山市は子どもの権利を守ります～

白山市では子どもの権利を守るため白山市子どもの権利に関する条例を制定しています。この条例では、子どもにとって大切な権利を4つの権利に分けて説明しています。

安心して生きる権利

子どもは、健やかに安心して生きることができます。

よりよく育つ権利

子どもは自分を豊かにし、よりよく育つことができます。

守られる権利

子どもは、自分を守り守られることができます。

参加する権利

子どもは意見を言ったり、社会に参加したりすることができます。

～こんなときは、子ども総合相談室・ 家庭児童相談室に相談してみませんか？～



- 子どもが泣き止まない、子どもの世が大変
- まわりに頼れる人がいない
- ずっと家にこもりきりになっている

- 寝不足で疲れている
- 家事ができない
- 子どもが言う事を聞いてくれない



- 話を聞いてほしい
- リフレッシュしたい
- 近所に気がかりな子どもがいて心配



- イライラする
- 子どもに手をあげてしまう
- 子どもの面倒をみられない



※もし余裕があれば、前もって相談したいことのメモや
母子手帳などお子さんのこれまでの育ちの情報を持って
きて頂くとよいと思います。

〒924-0865 白山市倉光八丁目 16 番地 1
白山市福祉ふれあいセンター内
電話：076-276-1792
FAX：076-276-6291
メール：kodomo-soudan@city.hakusan.lg.jp

